

## 気候ファイナンス分野の 国際標準化機構 (ISO) の動向

株式会社 日本総合研究所 理事  
足達 英一郎

### 1. 国際標準化機構 (ISO) と 標準化の意義

国際標準化機構 (ISO ; International Organization for Standardization) は、電気および電子技術分野を除く全産業分野に関する国際規格の作成を行う非政府組織である。スイス (本部 : ジュネーブ) に法人格を有し、各国の代表的国家標準化機関 (2019 年末現在 164 機関) の連合として、年間運営費用は、会員団体の分担金と出版物販売の収入で賄われている。その目的は「物資及びサービスの国際交換を容易にし、知的、科学的、技術的及び経済活動分野における国際間の協力を促進するために、世界的な標準化およびその関連活動の発展開発を図ること」である。

標準化の意義は、具体的には、自由に放置すれば、多様化、複雑化、無秩序化してしまう「もの」や「事柄」について、互換性の確保、品種削減を通じての量産化、消費者の利益の確保、取引の単純化などのメリットのために、技術文書としての「規格」を制定し、これを統一することにあると考えられる。例えば、過去の事例でいえば、モノクロネガフィルムの国際規格を 1974 年に作った。この規格は ISO 6 : 1974 Photography — Determination of ISO speed of monochrome (black-and-white), continuous-tone photographic negative materials for still photography として知られている。これにより写真フィルムがどの程度弱い光まで記録できるかを示す感度が標準化された。これで、複数メーカー間で異なる仕様の製品競争が起こることを回避し「製品性能の可視化」や「コスト削減」が可能になった。

また、非常口誘導灯のピクトグラムも ISO 6309 : 1987 Fire protection-Safety signs のなかで標準化されている。これで、どの国にいても、人は火災時などに適切に避難しやすくなった。ちなみに、規格として採択されたピクトグラムは、1982 年 1 月にわが国の消防庁から告示されたデザインが基になっていることで知られている。

2019 年末現在で、22,913 の国際規格ならびにその関

連文書を ISO は提供している。その技術領域別の構成を上位から見ると、情報技術・グラフィクス・写真領域が 21.7%、機械工学領域が 15.0%、交通領域が 12.5%、非金属材料領域が 8.9%、健康・医療・研究機器領域が 6.8% を占める。

ただ、足元のところで見ると、もともと「もの」の標準化を進めてきた ISO が、「仕事の進め方」「管理の仕組み」「概念」の標準化にも近年、力を入れていることが分かる。品質マネジメントシステム規格である ISO 9000 ファミリーや環境マネジメントシステム規格である ISO 14000 シリーズがその代表格である。2021 年 1 月に公表された ISO の向こう 10 年を見据えた“ISO STRATEGY 2030”では、組織の使命を「グローバルな課題に呼応する国際規格に関して合意を形成する。ISO 諸規格は国際貿易の支援、包摂的で平等な経済成長の牽引、イノベーションの促進、健康と安全の推進を図るもので、以て持続可能な未来の達成をめざす」と規定している。

2019 年の 1 年間では、規格発行をめざすなどの 4,702 に及ぶプロジェクトが稼働していたことが報告されており、そのうち新たに登録されたプロジェクトは 2,025 にも及んだ。「仕事の進め方」「管理の仕組み」「概念」の標準化に関して言えば、例えば、組織のガバナンスに関する ISO 37000 Guidance for the governance of organizations、ISO37002 Whistleblowing management systems — Guidelines、高齢化社会に関する ISO 23617 Ageing societies — Guidelines for an age-inclusive workforce、ISO23623 Ageing societies — Framework for dementia-inclusive communities、ISO 23889 Ageing societies — Guidelines for carer-inclusive organizations などが、現在作業進行中の規格である。

### 2. 環境問題、 とりわけ気候変動と ISO 規格

ISO は「環境問題」に対しては、特に国際規格がイ

表 1 気候変動に関する国際規格

分類	最新版の規格番号	規格タイトル
環境マネジメント	ISO 14001:2015	Environmental management systems — Requirements with guidance for use
	ISO 14004:2016	Environmental management systems — General guidelines on implementation
	ISO 14006:2020	Environmental management systems — Guidelines for incorporating ecodesign
	ISO 14040:2006	Environmental management — Life cycle assessment — Principles and framework
	ISO 14044:2006	Environmental management — Life cycle assessment — Requirements and guidelines
温室効果ガス排出の定量化	ISO 14064-1:2018	Greenhouse gases — Part 1: Specification with guidance at the organization level for quantification and reporting of greenhouse gas emissions and removals
	ISO 14065:2013	Greenhouse gases — Requirements for greenhouse gas validation and verification bodies for use in accreditation or other forms of recognition
	ISO 14067:2018	Greenhouse gases — Carbon footprint of products — Requirements and guidelines for quantification
緩和と適応	ISO 14080:2018	Greenhouse gas management and related activities — Framework and principles for methodologies on climate actions
	ISO 14090:2019	Adaptation to climate change — Principles, requirements and guidelines
	ISO 14091:2021	Adaptation to climate change — Guidelines on vulnerability, impacts and risk assessment
	ISO/TS 14092:2020	Adaptation to climate change — Requirements and guidance on adaptation planning for local governments and communities
環境パフォーマンスに関わる開示・表示	ISO 14020:2000	Environmental labels and declarations — General principles
	ISO 14026:2017	Environmental labels and declarations — Principles, requirements and guidelines for communication of footprint information
	ISO 14063:2020	Environmental management — Environmental communication — Guidelines and examples
	ISO 21930:2017	Sustainability in buildings and civil engineering works — Core rules for environmental product declarations of construction products and services
クリーンエネルギー	ISO 14034:2016	Environmental management — Environmental technology verification (ETV)
	ISO 50001:2018	Energy management systems — Requirements with guidance for use

資料：各種資料より筆者作成

ンパクトを及ぼしうる分野だとして、「気候変動、生物多様性の喪失、汚染などのリスクに適切に対処することに失敗した場合、世界は環境に対する深刻な脅威に直面する。これらの問題は国境を越えて存在し、個人、企業、政府が単独では解決できず、国際的な協力が必要とされる。短期的な解決策ではなく持続可能性を達成するという視点が求められる。国際規格は持続可能な未来への移行を支援するための重要なツールであり、ISOは重要な役割を果たす」としている。

気候変動に関する国際規格としては、以下の表1のような規格が、関連の深いものとして列挙することができる。

ただし、脱炭素社会を明確に位置付けた国際規格は、現時点ではいまだ発行されていないと判断してよい。

### 3. 金融と気候ファイナンスに関連するISO規格

他方で、金融活動に関するISOの標準化が、近年、積極的に進んできたことも見逃せない。例えば、モバイル金融サービスについての運用管理に関する規格、金融サービスにおける安全な暗号化デバイスに関する規格、金融サービスにおける個人識別番号（PIN）の管理に関する規格、証券および関連する金融商品の分

類コードに関する規格など、データ管理、関連情報技術、セキュリティに関するものが多くある。

このうち2020年に発行されたISO 21586:2020 Reference data for financial services — Specification for the description of banking products or services (BPoS)は、顧客の視点から銀行の提供する商品とサービスの特徴を記述する際の方法を定めた規格である。今世紀になって、フィンテックが銀行業界でより重要な役割を果たし始め、銀行の提供する金融商品とサービスが極めて複雑化した。銀行の実務者も顧客も、金融管理当局者も、その違いを徹底かつ明確に理解できずにいる状況に対して、この規格は有効性を持つことが意図されている。規格の序文で「これまで、金融機関の従業員や顧客は、ISOの国際規格を読んでもよとする関心や機会を持つことはなかった」という趣旨の記述が率直になされている点は興味深い。これまでISOの国際規格の主たる利用者は専ら製造業の関係者だったが、未開拓の金融業関係者に利用を広げていくことに、関係者が期待を有しているという指摘を耳にすることもよくある。

気候ファイナンスに関連する国際規格の作成提案の最初は、「金融機関の気候変動対策に関して定義、モニタ、評価、報告を行うための原理、要求事項、ガイダンスを提供する国際的な枠組みが必要だ」

とするものだった。フランスから提出された新規提案 (NWIP : New Work Item Proposal) は 2016 年 10 月に新作業項目 (NP) 投票に付され可決、その後、作業部会 (TC207/SC7/WG10) が設置されて、作成作業が進められた。最終的には、規格文書は採択手続きが完了し、2021 年 5 月に国際規格として発行される予定である。ISO 14097 Greenhouse gas management and related activities — Framework including principles and requirements for assessing and reporting investments and financing activities related to climate change のタイトルが示すように、この国際規格では気候変動に関連する金融行動を評価・報告する場合の原則、金融機関の気候変動に関連するリスクと機会の開示に関する情報開示の枠組み、気候目標を一義的に持たない金融機関の行動に関連する温室効果ガス排出に関する評価・報告のあり方、文書・記録の保持のあり方、検証と承認のあり方が記述される予定である。

次に提案されたのは、「グリーンボンドの市場が急拡大しているなかで、発行されるボンドをグリーンと特定するための、単一アプローチが欠如しており、プロジェクトの選定、資産、活動、およびプロセス管理に関する原則、要求事項、ガイダンスが必要だ」とするものだった。米国から提出された新規提案 (NWIP) は 2017 年 5 月に新作業項目 (NP) 投票に付され可決、その後、作業部会 (TC207/SC4/WG7) において作成作業が進められている。現時点では、規格文書は国際規格原案として可決された段階にあり、今後、最終国際規格原案としての賛否が投票に付される予定である。ISO/DIS 14030-1 Environmental performance evaluation — Green debt instruments — Part 1 : Process for green bonds のタイトルが示すように、現時点の国際規格原案では、適格とする資金使途の考え方、資金使途の管理のあり方、環境パフォーマンスの計測と指標、報告のあり方が記述されている。

3 番目に提案されたのは、「グリーンボンドの市場が急拡大しているなかで、今後融資額が増加する可能性のあるグリーンローン特定するための、原則、要求事項、ガイダンスが必要だ」とするものだった。フランスから提出された新規提案 (NWIP) は 2018 年 3 月に新作業項目 (NP) 投票に付され可決、その後、作業部会 (TC207/SC4/WG7) で作成作業が進められている。現時点では、規格文書は国際規格原案として可決された段階にあり、今後、最終国際規格原案として

の賛否が投票に付される予定である。ISO/DIS 14030-2 Environmental performance evaluation — Green debt instruments — Part 2 : Process for green loans のタイトルが示すように、現時点の国際規格原案では、適格とする資金使途の考え方、標準的なグリーンローンが具備すべき要件、オーダーメイド型のグリーンローンが具備すべき要件が記述されている。

同じ頃に提案されたのは、「債券を含むグリーン金融商品に対する適格投資分類についてのタクソノミーを定義することが必要だ」とするものだった。米国から提出された新規提案 (NWIP) は 2018 年 3 月に新作業項目 (NP) 投票に付され可決、その後、作業部会 (TC207/SC4/WG7) で作成作業が進められている。現時点で、規格文書は国際規格原案として、いったん否決された段階にあり、国際規格として発行されるまでの見通しは明確とは言えない。いったん否決された国際規格原案は ISO/DIS 14030-3 Environmental performance evaluation — Green debt instruments — Part 3 : Taxonomy のタイトルが付されており、農林水産業、製造業、エネルギー供給業、上下水事業ならびに廃棄物処理業、運輸業、情報通信サービス業、建設・不動産業の適格投資分類を記述していた。

5 番目に提案されたのは、「グリーン金融の名のもとでプロジェクト、資産、活動などを検討する際に、考慮されるべき環境側面や影響に係る基準を特定するための枠組みが必要だ」とするものだった。中国から提出された新規提案 (NWIP) は 2018 年 3 月に新作業項目 (NP) 投票に付され可決、その後、作業部会 (TC207/SC4/WG) が設置されて、作成作業が進められている。現時点では、規格文書は、専門技術委員会原案として賛否投票ならびにコメント提出に付された段階にあり、その結果は、まだ明確にはなっていない。ISO/CD 14100 Green Finance: Assessment of Green Financial Projects のタイトルが示すように、現時点の専門技術委員会原案では、考慮されるべき環境側面や影響に係る基準、環境側面や影響の評価の手順などが記述されている。

6 番目に提案されたのは、「グリーンボンドの検証要件を規定する規格が必要だ」とするものだった。米国から提出された新規提案 (NWIP) は 2018 年 7 月に新作業項目 (NP) 投票に付され可決、その後、作業部会 (TC207/SC4/WG7) において作成作業が進められている。現時点で、規格文書は、国際規格原案として可決された段階にあり、今後、最終国際規格原案

としての賛否が投票に付される予定である。ISO/DIS 14030-4 Environmental performance evaluation — Green debt instruments — Part 4: Verification のタイトルが示すように、現時点の国際規格原案では、検証と承認を行う主体の要件、適合性に言及する第三者のあり方、事後に判明した新たな事実に対する考え方が記述されている。

なお、このほかに気候ファイナンスよりさらに広い領域をカバーするサステナブルファイナンス領域での国際標準化が進められている事実もある。具体的には、ISO32210 Framework for sustainable finance: Principles and guidance が専門技術委員会原案として検討段階、ISO/ TR 32220 Sustainable finance – Basic concepts and key initiatives が発行前の校正原稿段階にある。サステナブルファイナンスは、一般に「持続可能性の目標のために適用された金融サービス」と定義され、国連の「持続可能な開発目標」の17の目標のなかでは、「気候変動に緊急対策を講じる」はそのひとつにすぎないが、実際には金融の意思決定にESG課題が組み込まれる際には、気候変動問題に大きな比重が置かれる傾向もあり、気候ファイナンスとの近似性は強いといえるだろう。

#### 4. 金融界、産業界への示唆

金融界では、各法域の規制の枠組みの不一致によって金融サービスの有益なイノベーションの進展や普及が阻害され、金融の安定が阻害されるような市場の分断（いわゆるフラグメンテーション問題）に対する懸念が高まっている。従って、金融活動に関しての国際的な原則や規格が新たに誕生することに一般的には抵抗感は小さいと考えられる。仮に有効性のそれほどない規格が誕生したとしても、それを活用しないという選択肢があれば十分で、民間で自主的に生まれた原則や規格が普及していく過程は、金融監督当局による将来的な規制を占うシグナルとして役に立つと、むしろ、考えられている。

標準化を含む「ルール形成」の巧拙が自社の競争力や利益の増減の主な要因になるとは、一概には考えにくいというのが金融界の一般的な理解であろう。

他方、産業界には、金融活動に関する国際的な原則や規格に対して、企業活動の評価にまで標準化の対象が拡大されることで、自社の事業活動の制約につながるという警戒感が強いように見受けられる。

この認識ギャップを埋めることは容易ではないが、①金融活動は最もグローバル化していること、②金融機関に対する「グリーンウォッシュ」などの批判が大きくなっていること、③金融活動は産業の栄枯盛衰に敏感であり将来の成長産業や成長企業に賭ける性格を持つことなどを前提にして、気候ファイナンスに関する標準化の議論を深めていくことが重要であると考える。

(参考文献)

International Organization for Standardization, “Annual report 2019 Journey to a new strategy”, July 2020

<https://www.iso.org/files/live/sites/isoorg/files/store/en/PUB100385.pdf>

International Organization for Standardization, “ISO STRATEGY 2030”, January 2021

<https://www.iso.org/files/live/sites/isoorg/files/store/en/PUB100364.pdf>

一般社団法人全国銀行協会「欧州タクソノミーに関する技術報告書のパブリックコメントに対するコメント」2019年9月13日

<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion310933.pdf>

#### 執筆者紹介



足達 英一郎（あだち えいいちろう）  
株式会社 日本総合研究所 理事  
1962年東京生まれ。  
一橋大学経済学部卒。  
現在、ISOTC322（持続可能性のための金融）日本エキスパート、金融庁「サステナブルファイナンス有識者会議」メンバー。主な著書、著書に「環境経営入門」（2009年、日本経済新聞出版社）など。